様式第1号(第5条関係)

下野市寡婦(寡夫)控除みなし適用申請書

年 月 日

印

下野市長様

申請者 住 所

氏 名

生年月日

電話番号

寡婦(寡夫)控除のみなし適用を受けたいので、次のとおり申請します。

- □保育所等の保育料
- □幼稚園就園奨励費補助金

※該当するものに✔を付すこと。

※裏面にも記入すること。

私は、本申請の日及び本申請の日の属する年度の前年度(申請の時期により前々年度)の 12 月 31 日(以下「現況日」という。)において、婚姻の状態(婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)になく、かつ、次の 1 から 3 のいずれかに当てはまることを申し立てます。

(該当する番号に○を付けてください。)

- 1 現況日までに婚姻歴がない女性で、20歳未満の生計を一にする子(現況日の属する年の合計所得金額が38万円以下で、他の人の扶養配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。)又は扶養親族がいる。
- 2 現況日までに婚姻歴がない女性で、扶養親族である 20 歳未満の子があり、かつ、母の現況日の属する年の合計所得金額が 500 万円以下である。
- 3 現況日までに婚姻歴がない男性で、生計を一にする 20 歳未満の子(現況日の属する年の合計所得金額が 38 万円以下で、他の人の扶養配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。)があり、かつ、現況日の属する年の合計所得金額が 500 万円以下である。

申請内容に虚偽がある場合は、寡婦(寡夫)控除のみなし適用の決定の取消しに伴う給付額又は負担額等の変更により生じる差額を返還し、又は追加で納付します。

年 月 日 氏名

囙

私は、寡婦(寡夫) 控除のみなし適用の申請に当たり、その審査に必要な範囲で、下野市が保有する住民基本台帳、戸籍、市民税課税台帳及び児童扶養手当受給者台帳に記載されている私の個人情報を取得すること並びにこの取得により得られた個人情報、私が提出した証明書類及び本申請の前に私が別の寡婦(寡夫) 控除のみなし適用の申請のため提出した証明書類に記載されている個人情報を表面記載の主管課(✔を付したものに限る。) に提供することについて、

1 同意します。 2 同意しません。

年 月 日 氏名

印

【注意事項】 ※必ずお読みください。

- 1 生活保護を受給している場合、又は非課税の場合は、本申請をする必要はありません。
- 2 本申請は寡婦(寡夫)控除のみなし適用を行うためのもので、表面に記載された給付や事業等(以下 「給付等」という。)の利用のためには別途手続が必要です。
- 3 本申請による寡婦(寡夫)控除のみなし適用は、本年度に限り、次年度は、原則として新たに申請をする必要があります。
- 4 申請に当たっては、世帯全員の住民票の写し並びに申請者及び子又は扶養親族の戸籍謄本(戸籍全部 事項証明書を含む。いずれも3か月以内に発行したもの)が必要です。ただし、上記の同意をした場合は 省略できることがあります。
- 5 所得の状況等により、給付額又は負担額等(以下「給付額等」という。)が変わらない場合があります。 適用の結果は、各主管課から通知します。
- 6 寡婦(寡夫) 控除のみなし適用は、給付等の可否又は給付額等の決定に用いるものであり、税法上の寡婦(寡夫) 控除を受けることはできません。
- 7 所得の状況や世帯の状況に変更があった場合には、所定の様式によりこの申請書を提出した窓口に届け出てください。
- 8 提供された個人情報は、寡婦(寡夫)控除のみなし適用の審査の範囲内で利用します。